

新型コロナウイルス感染症の影響による 村税の徴収猶予の『特例制度』について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入が相当減少した人で、村税を納期限内に納税することができない場合、申請して認められることで、**原則1年以内の期間で「納める時期を遅らせる」**ことができる『特例制度』があります。

この特例制度を利用すると

○担保の提供が不要 ○延滞金がかかりません

対象となる人

以下(1)・(2)のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね**20%以上減少**していること。
- (2) 一時に納付し、または納入をおこなうことが困難であること。

(注)『一時に納付し、または納入をおこなうことが困難』の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される人の置かれた状況に配慮し、適切に対応します。

対象となる村税

- (1) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などが対象になります。
- (2) これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の村税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続きなど

- (1) 納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要です。
- (2) 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合はご相談ください。

徴収猶予の『特例制度』の対象とならない場合でも、地方税における猶予制度を受けられることがあります(地方税法第15条)。詳しくは税務課までお問合せください。

〈問い合わせ〉税務課 収納係 TEL (67) 2703